

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な  
提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第二号。以下「主務省令」という。）、福岡県認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年福岡県条例第五十四号）及び福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第二条 法第四条第一項の規定による認定の申請は、様式第一号により行わなければならない。

(設置の届出等)

第三条 法第十六条の規定による設置の届出又は法第十七条第一項の規定による設置の認可の申請は、様式第二号により行わなければならない。

(変更の届出等)

第四条 次の各号に掲げる変更の届出書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第十六条の規定による設置者変更の届出書又は法第十七条第一項の規定による設置者変更の認可申請書 様式第三号
- 二 法第十六条の規定による廃止若しくは休止の届出書又は法第十七条第一項の規定による廃止若しくは休止の認可申請書 様式第

#### 四号

三 法第二十九条第一項又は主務省令第十五条第二項の規定による変更の届出書 様式第五号

2 主務省令第二十八条第一号の都道府県知事が定める数は、法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員又は同項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員の十分の一とする。

3 主務省令第二十八条第二号の都道府県知事が定める変更は、保育に従事する者の増加に係る変更及び保育に従事しない者の増減に係る変更とする。

#### (報告の方法)

第五条 法第三十条第一項の規定による報告は、毎年度終了後二月以内に、様式第六号により行わなければならない。

#### (認定通知書等の様式)

第六条 次の各号に掲げる認定通知書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

一 法第三条第一項又は第三項の規定による認定こども園の認定通知書 様式第七号

二 法第三条第六項の規定による認定こども園の認定に係る協議書 様式第八号

三 法第三条第八項の規定による認定こども園の不認定通知書 様式第九号

四 法第七条第一項の規定による認定こども園の認定取消通知書 様式第十号

五 法第八条第一項の規定による認定こども園の認定(取消し)に係る協議書 様式第十一号

六 法第十七条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の認可  
通知書 様式第十二号

七 法第十七条第四項又は第五項の規定による幼保連携型認定こども園の認可に係る協議書 様式第十三号

八 法第十七条第七項の規定による幼保連携型認定こども園の設置  
不認可通知書 様式第十四号

九 法第二十二條第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可取消通知書 様式第十五号

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年規則第八号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年規則第一〇号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年規則第二四号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。